

地方創生推進交付金事業

『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業
須坂の文化振興と愛着度向上を目的とした「体験型プログラム」の展開に向けた実証事業
業務委託仕様書

1 業務委託名

須坂の文化振興と愛着度向上を目的とした「体験型プログラム」の展開に向けた実証事業 業務委託

2 業務の目的

須坂市は、国の地方創生推進交付金を活用し、2020年度から2022年度までを計画期間とする『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業を進めている。本業務は、須坂の「価値」や「魅力」を再発見する仕組みを創り、文化振興と市民の地域に対する愛着醸成を目指した文化振興事業の一環として実施するもの。

本業務において、須坂の文化や歴史等に対して「無関心な層」を「関心層」に変えるために、市民の文化振興や愛着度向上につながる効果的な「体験型プログラム」及び「プロモーション手法」の実証を行う。実証結果を踏まえ、次年度以降の文化振興事業の効果的な施策立案につなげる。

実証を通じて、親子で「体験する・学ぶ」、あるいは中学生が小学生に「教える」など、『世代や学年を超えた学び合い』の場を創ることにつなげ、須坂について「学び合う」「教え合う」「語り合う」市民を増やし、文化振興と須坂への愛着度向上を目指す。

3 業務の期間

契約締結の日から2022年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 文化振興における「無関心層」から「関心層」へ促すための「体験型プログラム」の実証

①体験型プログラム内容の検討

- 主な対象者は、「小中学生」とすること。ただし、内容によっては大人なども対象に加えるなど柔軟に検討すること。
- 体験型プログラムについては、市内の文化振興団体や学校、商工団体等と連携し、「学び」や「体験」だけでなく、「遊び」や「ゲーム」の要素を組み入れるなど、創意工夫を凝らした内容を企画すること。
- 体験型プログラムの参加者が自発的に探求したくなるような内容とすること。
- プログラムを体験することにより達成感が得られる内容とすること。
- 実施にあたり、市内の博物館や美術館等の施設活用を念頭にした内容とすること。
- 小中学生に貸与される情報端末の活用を検討すること。

②体験型プログラムの実施

- プログラムを担う講師への謝金は、受注者が講師に支払うこととし、その費用は受注者が負担とする。
- 実施に係る材料、教材費等は講師と調整の上、受注者が事業費内で負担すること。

- 参加者は10名から20名程度を目安とする。
- 実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に留意すること。
- プログラムの実施回数は、事業費内で対応できる回数を設定すること。

③参加者アンケートの実施

- 実施後は、参加者に対してアンケートを実施する。
- アンケート項目については、案を作成のうえ、発注者と協議の上決定する。
- アンケート結果の集計分析をし、次年度以降の展開について、発注者及び文化振興部会において報告すること。

(2) 文化資源の「価値」や「魅力」を再発見する「ウォーキングイベント」の企画、試行

- (1)の一環として、町を巡りながら、普段気が付かない須坂の「価値」や「魅力」を再発見する「ウォーキングイベント」の企画、試行する。
- 参加者は20名から40名程度を目安とする。
- 参加者に対して、アンケートを実施すること。
- ウォーキングイベントは、1回以上開催すること。なお、実施時期やコース設定については、事業目的にある内容を踏まえ、複数の案を作成のうえ委託者と協議の上決定すること。

(3) 効果的なプロモーション手法の実証

- 須坂の文化に対する「無関心層」を「関心層」へ促すことを目的とした効果的なプロモーション手法を実証する。
- 実証にあたり、体験型プログラムの実施に至るまでの準備過程に加え、各団体の文化振興に対する「思い」や「苦労」などが伝わる映像やWEBページなどを用いること。
- 情報発信媒体については、WEBサイトやSNS、ケーブルテレビなどから、効果的な媒体を明らかにする。
- 既存の市のホームページやSNSとの連動のほか、ケーブルテレビなどを活用した効果的な実証方法を提案実施すること。また、実証手法については発注者と協議の上決定すること。
- プロモーション手法の実証に係る映像制作やWEBページ等の作成費用を含め、事業費内で対応できる内容を提案すること。

(4) 調査

4(1)から(3)の実施にあたり、事前に須坂市内の文化関係団体及び体験プログラムの参加が期待される年代層についての情報を十分に収集すること。ヒアリング等を行い、現状を把握し、事業に反映させること。

(5) WEBを活用した申込形式の検討、構築

- (1)や(2)で実施するプログラムを、WEB上で申込できる仕組みを検討、構築すること。
- インターネット環境が整っていない市民へも配慮し、WEB上での申込だけでなく、電話やメール、FAXなどの受付も行うこと。

- (6) 次年度の文化振興事業の展開に向けた課題整理、検証
- 本業務を通じて、文化振興における「無関心層」から「関心層」へ促すため効果的な体験型プログラム内容やプロモーション手法の検証結果をとりまとめること。
 - 本事業を次年度以降も効果的に実施していくための課題整理のほか、交付金終了を見据えた持続可能な仕組みを構築すること。
- (7) 文化振興部会への出席、実施状況報告
- 文化振興部会へ出席し、体験型プログラムやウォーキングイベントに加え、プロモーション手法の実証結果などの報告を行うこと。
- (8) 打ち合わせ
- 本業務における発注者との打ち合わせは月1回を目途に開催し、別途必要のある場合は随時打ち合わせを行うものとする。都度打ち合わせ記録を作成すること。
- (9) 報告書の作成
- (1) から (8) における業務の成果を取りまとめ、以下「5 成果品」に示す項目の成果品として報告書を作成すること。

5 成果品

- (1) 業務報告書 A4版 2部
 - (2) その他、収集・作成したデータ 1式
- ※電子データは、マイクロソフト社の Word、Excel、Power Point のいずれかの形式とする。

6 その他

- (1) 本業務遂行中疑義が生じた場合は、双方誠実に対応するものとする。
- (2) 受注者は、本業務が効果的に行われるような提案を行うものとする。
- (3) 受注者は、本業務で知り得た情報及び本業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (4) 本業務において制作されたコンテンツ（作成したデータ等）は委員会、須崎市において二次利用が可能とすること。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、提案する業務の履行が困難な場合は事務局と協議のうえ、代替案を検討・実施すること。
- (6) 本業務にかかる備品購入はできるだけ市内にて調達すること。

7 委託料の限度額

5,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

- 8 業務スケジュール（履行期限） ※スケジュールは事務局と要調整契約後、事務局と打ち合わせを行い、実施計画書を提出すること。

内 容	期 限
(1) 文化振興における「無関心層」から「関心層」へ促すための「体験型プログラム」の実証	企画・調整：2021年7月30日まで 実施：2022年2月28日まで
(2) ウォーキングイベントの企画、試行	企画・調整：2021年7月30日まで 実施：2021年11月30日まで
(3) 効果的なプロモーション手法の実証	企画・調整：2021年7月30日まで 実施：2022年2月28日まで
(4) WEBを活用した申込形式の検討、構築	企画・調整：2021年7月30日まで 実施：2022年2月28日まで
(5) 次年度の文化振興事業の展開に向けた課題整理、検証 ※中間報告書の作成、文化振興部会での報告も含む。	中間報告：2021年9月30日まで 実施：2022年2月28日まで
各成果品の提出	2022年3月31日まで

9 担当部署

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地 1

信州須坂まちの元気創出推進委員会事務局（須坂市社会共創部文化スポーツ課内）

担当：峯村 清一（係長） 坂田 亜弥（担当者）

電話：026-248-9027（課専用）

ファクシミリ：026-248-8825（教育委員会）

電子メール：genkisuisin@city.suzaka.nagano.jp